

関係各位

輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱いについて  
(区分1とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等ガイドライン)

平成24年度関税改正に伴い、本年7月1日より実施されている輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱い(区分1「簡易審査扱い」とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等)につきまして、11月1日以降、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1. 輸出入申告のうち区分1とされた申告に係る通関関係書類の取扱い

輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)を利用して行われた輸出入申告のうち、区分1とされた申告に係る通関関係書類の税関への提出は、原則省略する。ただし、以下の(1)に掲げる申告に係る通関関係書類については、引き続き提出を要するものとして取り扱う。

(1) 提出を要する通関関係書類

輸出入許可通知書の審査区分欄の数字「1」の後に、「Y」が表示された申告に係るものとする。また、「Y」が表示されていない申告に係るものであっても、輸出入許可後、税関が申告内容を確認する必要があると判断した輸出入申告については同様の取扱いとする。

具体的な取扱いは、次のとおり。

イ. 輸入申告

(イ) 他法令関係

- ・関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの
- ・他法令等の規定により他法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等

(例：毒劇法に基づく社内見本・試験研究用の「薬監証明」、薬事法非該当であることの「薬監証明」、高圧ガス保安法に基づくエアゾール製品等の適用除外品に係る「試験成績書」、外為法に基づく「石綿非含有の証明書」等)

(ロ) 減免税関係

- ・関稅定率法又は關稅暫定措置法その他關稅に関する法令の規定により關稅の輕減、免除又は払戻しを受けようとする場合であって、輸入申告の際に所定の書類の提出を要するもの
- ・内國消費稅の免除を受けようとする貨物の場合で、その免除を受けるために輸入申告の際に免稅承認申請書、證明書又は未納稅引取承認申請書の提出を要するもの

(ハ) 原産地關係

- ・EPA稅率又は特惠稅率の適用を受けようとする貨物であって、原産地證明書の提出を要するもの
- ・協定稅率の適用を受けようとする貨物であって、原産地證明書の提出を要するもの

(ニ) 關稅割當關係

- ・關稅定率法第9條の2及び關稅暫定措置法第8條の6の規定による關稅割當制度の適用を受けるために關稅割當證明書の提出を要するもの

(ホ) 會計検査院提出用

- ・1品目に対する關稅額又は内國消費稅額が300万円以上のもの
- ・1品目に対する關稅額又は内國消費稅額について100万円以上の稅額を輕減し又は免除するもの

(補足) 蔵入(I S)承認及び蔵出輸入(I S W)申告等について

- ・I S承認申請の際に原本確認を要する書類がある場合は、通關關係書類の提出を要する。また、当該I S承認申請時に書類を提出したI S承認貨物に係るI S W申告(例:他法令該當貨物に係るI S W申告、特惠稅率適用I S W申告等)についても、通關關係書類の提出を要する。
- ・移入(I M・I M W)、総保入(I A・I A W)、展示等承認に関しても同様の取扱いとする。

※ 参 照 : 提出要否判断のためのNACCSコード一覧表

ロ. 輸出申告

(イ) 他法令關係

- ・關稅法第70條に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの
- ・他法令等の規定により他法令非該當貨物であることの証明又は稅關において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等

(例:文化財保護法に基づく重要文化財等に該当しないことの「古美術品輸出鑑査証明」、輸出令に基づく輸出承認を要しないワシントン条約附属書Ⅲ該當貨物に係る「CITES」。ただし、パラメータシート(輸出令)が添付される申告は省略可)

(ロ) 減免稅關係

- ・關稅定率法又は關稅暫定措置法その他關稅に関する法令の規定により關稅の輕減、免

除又は払戻しに関連して輸出申告の際に所定の書類の提出を要するもの  
・内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受けるために書類の提出を要するもの

※ 参 照：提出要否判断のための NACCS コード一覧表

## (2) 提出を要しない通関関係書類

区分1とされた申告であって、前記(1)に該当しない申告については、通関関係書類の提出を要しない。誤って税関へ提出された場合には、速やかに当該書類を提出者へ返却する。

なお、誤って提出されたことをもって非違とは扱わないこととする。

## 2. 提出の時期及び提出先

前記1.(1)の提出を要する通関関係書類については、従来どおり、輸出許可後又は輸入申告後3日以内に、申告官署の通関部門又は輸出入者等が希望する官署の通関総括部門等に提出するものとする。

なお、提出された通関関係書類については、申告官署の通関部門において、従来どおり申告毎に原本確認が必要な書類、通関数量等の裏落しを必要とする書類等の確認を行い、適宜必要な処理を行った上で、提出者への返却を要する書類を返却するものとする。

## 3. 申告官署の通関総括部門における税関管理資料の窓口配備等

通関関係書類の提出の要否が容易に判別できるよう、「輸出申告簡易審査一覧表」及び「輸入申告簡易審査一覧表」を、申告官署の通関総括部門の窓口に配備（毎朝通関窓口に配備）又は通関官署の実情に応じ引続き配付することとしている。

通関業者は、当該一覧表の該当箇所を消し込む等により、提出漏れがないことを確認する。

## 4. 証明書類交付の取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった申告に係る関税法第102条に係る証明については、証明書類交付申請の際に、当該通関関係書類を提示したうえで税関による証明交付を受けることとなる。なお、税関に提示された書類については、提出者へ返却するものとする。

以 上

### 【問合せ先】東京税関業務部

- > 通関総括第1部門（海上貨物及び郵便物）  
電話 03-3599-6337
- > 航空総括部門（航空貨物）  
電話 03-3599-6524
- > 通関総括第2部門（減免税及び輸入他法令関係）  
電話 03-3599-6338
- > 通関総括第4部門（輸出他法令関係）  
電話 03-3599-6341

提出要否判断のためのNACCSコード一覧表

第1部 輸入関係

【輸入:他法令関係】(共通部)

※次の①～③のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

①【他法令コード】欄

番号	内容	コード	要 ○否 ×
1	農薬取締法	AC	○
2	覚せい剤取締法	AD	○
3	アルコール事業法	AM	○
4	家畜伝染病予防法	AN	○
5	大麻取締法	CA	○
6	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	CR	×
7	火薬類取締法	EX	○
8	食品衛生法	FD	○
9	肥料取締法	FL	○
10	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	FM	○
11	水産資源保護法	FR	○
12	銃砲刀剣類所持等取締法	FS	○
13	高压ガス保安法	GA	○
14	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係	HU	○
15	外来生物法	IA	○
16	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	MA	○
17	麻薬及び向精神薬取締法	NA	○
18	あへん法	OP	○
19	薬事法	PA	○
20	毒物及び劇物取締法	PD	○
21	石油の備蓄の確保等に関する法律	PE	○
22	植物防疫法	PL	○
23	感染症予防法	PM	○
24	郵便切手類模造等取締法	PS	○
25	狂犬病予防法	RA	○
26	労働安全衛生法	SH	×
27	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	SP	○
28	印紙等模造取締法	ST	○

※項番4:「家畜伝染病予防法:AN」、項番8:「食品衛生法:FD」、項番22:「植物防疫法:PL」、項番23:「感染症予防法:PM」、項番25:「狂犬病予防法:RA」について、他法令手続きの証明をシステムにより行った場合は、提出省略可

②【輸入貿易管理令第3条等識別】欄

番号	内容	コード	要 ○否 ×
1	ワシントン条約附属書Ⅰ～Ⅲ	W	○
2	告示三-8	T	○
3	告示三(三-8除く)	G	×
4	その他公表を行う告示に係る証明等	K	×
5	輸入貿易管理令別表1の20号(ユネスコクーポン)	U	○
6	その他	O	×

③-1【輸入承認証等識別コード】欄 1/2

番号	承認書等番号	備考	コード	要 ○否 ×
1	登録票等番号	農薬取締法関係	ACNO	○
2	覚せい剤原料輸入許可書番号	覚せい剤取締法関係	ADNO	○
3	アルコール輸入事業許可書番号等	アルコール事業法関係	AMNO	○
4	分析番号		ANLZ	×
5	輸入検疫証明書等番号	家畜伝染病予防法関係	ANNO	○
6	大麻輸入許可書番号	大麻取締法関係	CANO	○
7	該当化学物質に係る官報告示の通し番号、類別整理番号又は施行令第2条の号番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律関係	CRNO	×
8	許可書、通知書の番号等	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律関係(上記を除く。)	CRNL	○
9	B/L番号		CTBL	×
10	コンテナ番号		CTNO	×
11	輸出申告番号	再輸入貨物の輸出許可番号	EDNO	×
12	包括延納管理番号	包括延納管理番号	ENNO	×
13	火薬類輸入許可書番号	火薬類取締法関係	EXNO	○
14	食品等輸入届出済書等番号	食品衛生法関係	FDNO	○
15	登録証等番号等	肥料取締法関係	FLNO	○
16	米穀等輸入納付金納付申出書等番号	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律関係	FMNO	○
17	関係番号等	林業種苗法関係	FONO	×
18	輸入許可証番号	水産資源保護法関係	FRNO	○
19	銃砲所持許可証等番号	銃砲刀剣類所持等取締法関係	FSNO	○
20	輸入検査合格証等番号	高圧ガス保安法関係	GANO	○
21		減免税関係	GMNO	×
22	本船・ふ中扱い承認申請番号(システム)	システムによる本船・ふ中扱い承認申請	HFNN	×
23	本船・ふ中扱い承認申請番号(マニュアル)	マニュアルによる本船・ふ中扱い承認申請	HFNO	×
24	包括審査扱い受理番号	包括審査扱い受理番号	HKAT	×
25	適法捕獲(採取)証明書等番号	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係	HUNO	○
26	総保入承認申請番号	総保入承認申請番号	IANO	×
27	飼育等許可証等番号	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律関係	IAPN	○
28	輸入承認証等番号	輸入貿易管理令関係(貿易管理サブシステムを利用する場合)	ILNJ	○
29	輸入承認証等番号	輸入貿易管理令関係(貿易管理サブシステムを利用しない場合)	ILNO	○
30	移入承認申請番号	保税工場からの積戻し	IMNO	×
31	包括保険受理番号	包括保険利用の場合	INNO	×
32	複数インボイスに係る他のインボイス番号	インボイス番号	INVN	×
33	蔵入承認申請番号		ISNO	×
34	事前確認番号(JETRAS)	事前確認(貿易管理サブシステムを利用する場合)	JKAJ	○
35	事前確認番号	事前確認(貿易管理サブシステムを利用しない場合)	JKAK	○
36	事前教示番号		JKYO	×
37	対象番号等	スイス協定に基づき、日本原産品として輸入する場合	JORG	×
38	関税割当証明書番号		KANW	×
39		キンバリープロセス証明関係	KPNO	○
40	指定乳製品等輸入業務委託証明書等番号	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法関係	MANO	○

※項番28:「輸入承認証等番号:ILNJ」、項番34:「事前確認番号(JETRAS):JKAJ」について、他法令手続きの証明をシステムにより行った場合は、提出省略可

③-1【輸入承認証等識別コード】欄 2/2

番号	承認書等番号	備考	コード	要 ○否 ×
41	未納税引取承認番号		MNOU	×
42	麻薬輸入許可書等番号	麻薬及び向精神薬取締法関係	NANO	○
43	その他のライセンス番号等	その他のライセンス	OLNO	○
44	保税運送承認番号		OLTN	×
45	あへん輸入委託証明書等番号	あへん法関係	OPNO	○
46	その他の参考情報	その他の参考情報	OTHN	×
47	指定地外貨物検査許可番号	指定地外貨物検査	OTPL	×
48	保税地域コード		OTST	×
49	輸入販売業許可証等番号	薬事法関係	PANO	○
50	支払手段等の輸入許可証番号	外国為替令関係	PAYL	○
51	毒物劇物輸入業登録票番号	毒物及び劇物取締法関係	PDNO	○
52	石油輸入業者登録通知書番号	石油の備蓄の確保等に関する法律関	PENO	○
53	植物輸入認可証明証等番号	植物防疫法関係	PLNO	○
54	輸入検疫証明書等番号	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係	PMNO	○
55	定率法第19条に係る製造証明書番号	定率法第19条に係る製造証明書番号	PRNO	×
56	郵便切手類模造許可書番号	郵便切手類模造等取締法関係	PSNO	○
57	再輸入免税貨物のパーツ番号		PTNO	×
58	石油石炭税特例納付承認番号		Q15	×
59	犬の輸入検疫証明証等番号	狂犬病予防法関係	RANO	○
60		労働安全衛生法関係	SHNO	×
61	再輸入免税貨物のシリアル番号		SINO	×
62	義務売渡に係る指定糖に買入れ及び売戻し承諾書等番号	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律関係	SPNO	○
63	輸入許可書番号	印紙等模造取締法関係	STNO	○
64	他所蔵置許可申請番号	他所蔵置許可申請	TASY	×
65	評価申告書番号		VDNO	×
66	CITES許可番号	ワシントン条約関係	WANA	○
67	加工組立輸出貨物確認申告書番号	暫定法第8条関係	ZAN8	×

③-2【輸入承認証等識別コード】欄

番号	承認書等番号	備考	コード	要○否×
1	DOKUGEKI	毒物及び劇物取締法【特例】 （「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて」（平成22年12月27日財関第1345号）に基づき「薬監証明」を提出する場合）	TOKU	○
2	YAKUJI	薬事法（動物用医薬品）【規制対象外】 （「薬事法に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて」（平成17年3月31日財関第426号）に基づき「動物用医薬品輸入確認願」等を提出する場合）	TOKU	○
3	YAKUJI	薬事法（人用医薬品）【非該当】 （「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて」（平成22年12月27日財関第1345号）に基づき「薬監証明」を提出する場合）	TOKU	○
4	YAKUJI	薬事法（人用医薬品）【非該当】 （「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて」（平成22年12月27日財関第1345号）に基づき「治験計画届書」を提出する場合）	TOKU	○
5	NOUYAKU	農薬取締法【特例】 （「農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて」（平成16年3月26日財関第330号）に基づき「農薬輸入願」（別記様式第1号）を提出する場合）	TOKU	○
6	NOUYAKU	農薬取締法【特例】 （「農薬輸入リスト」及び「農薬の輸出入について」（平成15年2月28日 14生産第9525号）に基づき別記様式第3号を提出する場合）	TOKU	○
7	NOUYAKU	農薬取締法【特例】 （「農薬の輸出入について」（平成15年2月28日 14生産第9525号）に基づき別記様式第4号を提出する場合）	TOKU	○
8	KATIKU	家畜伝染病予防法【非該当】 （「輸入検査申請書」に「検査済」又は「非該当」である旨の押印がされた書面を提出する場合） （注）	TOKU	○
9	GAS	高圧ガス保安法【適用除外】 （「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」（蔵関第290号平成9年3月31日）に基づき「試験成績書」（様式第1、第2又は第3）を提出する場合）	TOKU	○
10	GAS	高圧ガス保安法【適用除外】 （「緩衝装置等に係る輸入高圧ガスの通関の際における取扱いについて」（蔵関第290号平成9年3月31日）に基づき「適用除外確認証明書」（別紙様式第1、第2又は第3）を提出する場合）	TOKU	○
11	SEKIYU	石油の備蓄の確保等に関する法律【非該当】 （「石油精製業者証明書」又は「特定石油販売業者証明書」を提出する場合）	TOKU	○
12	GAITAME	外国為替及び外国貿易法【非該当】 （「アスベスト含有製品の輸入規制について」（平成18年8月23日経済産業省製造産業局車両課事務連絡）に基づき「石綿非含有の証明書」を提出する場合）	TOKU	○
13	GAITAME	外国為替及び外国貿易法【非該当】 （「活のかんばち稚魚の養殖用の確認について」（24水漁第248号平成24年5月8日）に基づき「確認書」を提出する場合）	TOKU	○
14	SYOKUJIN	食品衛生法【非該当】 （「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について」（昭和57年9月29日蔵関第1055号）に基づき届出を要しない貨物であることを証明するための書面（様式第1号）を提出する場合）	TOKU	○

【輸入：減免税関係】(欄部)

※次の①、②のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

①【内国消費税等減免税コード】欄 1/2

番号	コード内容	コード	○否
1	酒税法第28条の3第1項第1号	L01	○
2	酒税法第28条の3第1項第2号	L02	○
3	(省略)	B01	○
4	(省略)	B02	○
5	たばこ税法第13条第1項第1号	E01	○
6	たばこ税法第13条第1項第2号	E02	○
7	石油ガス税法第13条第1項(原料用)	G01	○
8	石油ガス税法第13条第1項(熱源用)	G02	○
9	(省略)	T15	○
10	石油石炭税法第15条関係(石油石炭税特例納付)[石油石炭税に係わるもの]	Q15	○
11	揮発油税法第14条の2に規定されている「未納税引取」(平成21年3月31日以前)	V01	○
12	揮発油税法第16条の2に規定されている「引取りに係る灯油の免税」(平成21年3月31日以前)	V02	○
13	揮発油税法第16条の4に規定されている「引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税」(平成21年3月31日以前)	V03	○
14	輸徴法第13条第1項第1号	Z11	○
15	輸徴法第13条第1項第2号	Z12	○
16	輸徴法第13条第1項第3号	Z13	○
17	輸徴法第13条第1項第4号	Z14	○
18	輸徴法第13条第1項第4号	Z15	○
19	輸徴法第13条第2項	Z20	○
20	輸徴法第13条第3項第1号	Z31	○
21	輸徴法第13条第3項第2号	Z32	○
22	輸徴法第13条第3項第3号	Z33	○
23	輸徴法第13条第3項第4号	Z34	○
24	輸徴法第13条第3項第4号	Z35	○
25	輸徴法第15条第1項	Z51	○
26	輸徴法第15条の2	Z54	○
27	輸徴法第15条の3第1項	Z52	○
28	輸徴法第15条第4項	Z53	○
29	輸徴法第16条第6項	Z66	○
30	輸徴法第17条第4項	Z74	○
31	輸徴法第17条第5項	Z75	○
32	租税特別措置法第90条の3の3第1項第1号	Y33	○
33	租税特別措置法第90条の3の3第1項第2号	Y34	○
34	租税特別措置法第90条の4第1項第1号	Y01	○
35	租税特別措置法第90条の4第1項第2号	Y02	○
36	租税特別措置法第90条の4第1項第4号	Y11	○
37	租税特別措置法第90条の4第1項第5号	Y03	○
38	租税特別措置法第90条の4第1項第3号	Y04	○
39	租税特別措置法第90条の4の2第1項第1号	Y21	○
40	租税特別措置法第90条の4の2第1項第2号	Y22	○
41	租税特別措置法第90条の4の2第1項第3号	Y23	○
42	租税特別措置法第90条の4の3第1項に規定する「石炭」	Y31	○
43	租税特別措置法第90条の4の3第1項に規定する「ガス状炭化水素のうち関税定率別表第2711.11号に掲げる天然ガス」	Y32	○
44	(省略)	V04	○
45	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち第89条の3第1項に規定する「ゴムの溶剤用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V05	○
46	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第2号に規定する「ゴムの溶剤用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V06	○
47	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第47条の7第1項第1号に規定する「電気絶縁塗料の製造用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V07	○
48	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第1号に規定する「塗料の製造用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V08	○
49	(省略)	V09	○
50	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第3号に規定する「印刷用インキ製造用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V10	○
51	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第47条の7第1項第2号に規定する「接着剤の製造用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V11	○
52	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第4号に規定する「接着剤の製造用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V12	○
53	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第5号による租税特別措置法施行規則第39条の2第1項に規定する「洗浄剤又はプラスチックその他の離型用」に用いられるもの(平成21年3月31日以前)	V13	○
54	MDA協定第6条	M01	○
55	MDA協定第6条(揮発油税及び地方道路税に係わるもの)(平成21年3月31日以前)	V14	○
56	(省略)	L47	○
57	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条第1項第3号に規定する揮発油税及び地方道路税(平成21年3月31日以前)	V47	○
58	不当廉売関税の免税	S01	○
59	報復関税の免税	R01	○
60	報復関税の減税	R02	○



①【内国消費税等減免税コード】欄 2/2

番号	コード内容	コード	優○否×
61	相殺関税の免税	K01	○
62	相殺関税の減税	K02	○
63	揮発油税法第14条の2に規定されてる「未納税引取」(平成21年4月1日以降)	X01	○
64	揮発油税法第16条の2に規定されてる「引取りに係る灯油の免税」(平成21年4月1日以降)	X02	○
65	揮発油税法第16条の4に規定されてる「引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税」(平成21年4月1日以降)	X03	○
66	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち第89条の3第1項に規定する「ゴムの溶剤用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X05	○
67	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第2号に規定する「ゴムの溶剤用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X06	○
68	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第47条の7第1項第1号に規定する「電気絶縁塗料の製造用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X07	○
69	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第1号に規定する「塗料の製造用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X08	○
70	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第3号に規定する「印刷用インキ製造用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X10	○
71	租税特別措置法第89条の4「特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第47条の7第1項第2号に規定する「接着剤の製造用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X11	○
72	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第4号に規定する「接着剤の製造用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X12	○
73	租税特別措置法第90条の2の「みなし揮発油の特定用途免税」のうち租税特別措置法施行令第48条第1項第5号による租税特別措置法施行規則第39条の2第1項に規定する「洗浄剤又はプラスチックその他の難型用」に用いられるもの(平成21年4月1日以降)	X13	○
74	MDA協定第6条(揮発油税及び地方揮発油税に係わるもの)(平成21年4月1日以降)	X14	○
75	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条第1項第3号に規定する揮発油税及び地方揮発油税(平成21年4月1日以降)	X47	○
76	輸徴法第16条の3第3項	Z63	○
77	輸徴法第16条第3項	Z64	○

②【関税減免税条項符号コード】欄 1/5  
(定率法)

番号	用条項	減免税適用物品	コード	○××
1	法第10条第1項	変質、損傷物品の減税	11001	○
2	法第10条第4項	変質、損傷物品の控除	11002	○
3	法第11条、令第4条 本文	加工、修繕のため輸出された貨物の減税	11101	○
4	法第11条、令第4条 ただし書	加工、修繕のため輸出された貨物の減税	11102	○
5	法第12条第1項第1号	生活関連物資の減免税(米麦等)	11201	×
6	法第12条第1項第2号	生活関連物資の減免税(米麦等)	11202	×
7	法第12条第2項	生活関連物資の減免税(豚肉)	11203	×
8	法第12条第3項	生活関連物資の減免税(その他)	11205	×
9	法第13条第1項第1号 令第6条の2第1項第1号	製造用原料品の減免税(配合飼料製造用) 砂糖(全額免税)	11306	○
10	法第13条第1項第1号 令第6条の2第1項第1号	製造用原料品の減免税(配合飼料製造用) その他のもの(全額免税)	11301	○
11	法第13条第1項第1号 令第6条の2第1項第2号	製造用原料品の減免税(単体飼料製造用) こうりゃん、とうもろこし等(全額免税)	11303	○
12	法第13条第1項第2号 令第6条の2第1項第3号	製造用原料品の減免税(落花生油製造用) 落花生(全額免税)	11305	○
13	法第14条第1号	無条件免税(内廷用品)	11401	×
14	法第14条第2号	無条件免税(外国元首用品)	11402	×
15	法第14条第3号	無条件免税(勲章、賞状等)	11403	×
16	法第14条第3号の2	無条件免税(国連寄贈品等)	11404	×
17	法第14条第3号の3	無条件免税(博覧会等用のカタログ等)	11405	×
18	法第14条第4号	無条件免税(記録文書等)	11406	×
19	法第14条第5号	無条件免税(専売品)	11407	×
20	法第14条第6号	無条件免税(注文の取集めのための見本) (その他)	11409	×
21	法第14条第6号 令第13条の3	無条件免税(注文の取集めのための見本) (法第14条第6号、令第13条の3適用のもの)	11410	×
22	法第14条第6号の2 令第13条の4	無条件免税(ラベル)	11411	×
23	法第14条第7号	無条件免税(別送品)	11414	×
24	法第14条第7号	無条件免税(別送品(米の場合))	11439	○
25	法第14条第8号	無条件免税(引越荷物)	11415	×
26	法第14条第8号	無条件免税(引越荷物(米の場合))	11440	○
27	法第14条第9号	無条件免税(在外公館送還品)	11416	×
28	法第14条第10号	無条件免税(再輸入貨物)	11417	○
29	法第14条第11号 令第15条第1号	無条件免税(容器[かん・びん等])輸入の際使用されているもの	11433	○
30	法第14条第11号 令第15条第1号	無条件免税(容器[かん・びん等])輸入の際使用されていないもの	11434	○
31	法第14条第11号 令第15条第2号	無条件免税(容器[シリンダー・コンテナ等])輸入の際使用されているもの	11435	○
32	法第14条第11号 令第15条第2号 令第16条第1項ただし書き	無条件免税(容器[シリンダー・コンテナ等])輸入の際使用されているもの	11442	×
33	法第14条第11号 令第15条第2号	無条件免税(容器[シリンダー・コンテナ等])輸入の際使用されていないもの	11436	○
34	法第14条第11号 令第15条第2号 令第16条第1項ただし書き	無条件免税(容器[シリンダー・コンテナ等])輸入の際使用されていないもの	11443	×
35	法第14条第11号 令第15条第3号	無条件免税(容器[その他のもの])輸入の際使用されているもの	11437	○
36	法第14条第11号 令第15条第3号	無条件免税(容器[その他のもの])輸入の際使用されていないもの	11438	○
37	法第14条第13号	無条件免税(解体材)	11422	○
38	法第14条第14号	無条件免税(事故積みもどり)	11423	○
39	法第14条第16号 令第16条の2第1項第1号	無条件免税(身体障害者用器具[肢体不自由者用])	11425	×
40	法第14条第16号 令第16条の2第1項第2号	無条件免税(身体障害者用器具[盲人用])	11426	×
41	法第14条第16号 令第16条の2第1項第3号	無条件免税(身体障害者用器具[その他のもの])	11427	×
42	法第14条第17号	無条件免税(ニュース用フィルム・テープ等)	11432	×
43	法第14条第18号	無条件免税(課税価格の合計が1万円以下の物品)	11418	×
44	法第14条第18号	無条件免税(課税価格の合計が1万円以下の物品(米の場合))	11441	○
45	法第14条の2第1号	再輸入減税(保税作業による製品)	11428	○
46	法第14条の2第2号	再輸入減税(再輸出免税等に係るもの)	11429	○
47	法第14条の3第1項	水産物等の免税(本邦籍船舶採捕に係るもの)	11430	○
48	法第14条の3第2項 令16条の7第1項 規則第4条	水産物等の減税(外国籍船舶採捕に係るもの)	11431	○
49	法第15条第1項第1号	特定用途免税(学術研究用物品等)	11501	○
50	法第15条第1項第2号	特定用途免税(寄贈の学術研究用物品等)	11502	○
51	法第15条第1項第3号	特定用途免税(救いゆつ品)	11503	○
52	法第15条第1項第3号の2	特定用途免税(国又は地方公共団体への寄贈物品)	11504	○
53	法第15条第1項第4号	特定用途免税(儀式礼拝用品)	11505	○
54	法第15条第1項第5号	特定用途免税(日赤あて寄贈物品)	11506	○
55	法第15条第1項第5号の2 令第21条	特定用途免税(博覧会等使用物品)	11507	○

②【開税減免税条項符号コード】欄 2/5  
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	備考
56	法第15条第1項第8号 令第22条1号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用]) (シュミレーターであつて民間用のもの)	11520	○
57	法第15条第1項第8号 令第22条1号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用]) (民間用シュミレーター以外のもの)	11530	○
58	法第15条第1項第8号 令第22条2号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用]) (民間航空機用のもの)	11521	○
59	法第15条第1項第8号 令第22条2号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用]) (民間航空機用以外のもの)	11531	○
60	法第15条第1項第8号 令第22条3号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用部分品]) (民間航空機用のもの)(注)	11522	○
61	法第15条第1項第8号 令第22条3号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用部分品]) (民間航空機用以外のもの)	11532	○
62	法第15条第1項第8号 令第22条4号 規則第6条	特定用途免税(発着等を安全にする機器[その他のもの]) (民間航空機用のもの)	11523	○
63	法第15条第1項第8号 令第22条4号 規則第6条	特定用途免税(発着等を安全にする機器[その他のもの]) (民間航空機用以外のもの)	11533	○
64	法第15条第1項第9号	特定用途免税(引越自動車)	11515	○
65	法第15条第1項第9号	特定用途免税(引越船舶又は引越航空機)	11516	○
66	法第15条第1項第10号 令第25条の2第1号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの) (民間航空機貿易に関する協定に基づくもの)	11540	○
67	法第15条第1項第10号 令第25条の2第2号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの) (原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する協定に基づくもの)	11541	○
68	法第15条第1項第10号 令第25条の2第3号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの) (民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に基づくもの)	11542	○
69	法第15条第1項第10号 令第25条の2第4号	特定用途免税(条約の規定に基づく政令に定めるもの) (核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定第13条1の規定に基づくもの)	11543	○
70	法第16条第1項第1号	外交官用貨物等の免税(大使館等の公用品)	11601	○
71	法第16条第1項第2号	外交官用貨物等の免税(大使館等の自用品)	11602	○
72	法第16条第1項第3号	外交官用貨物等の免税(領事館等の公用品)	11603	○
73	法第16条第1項第4号	外交官用貨物等の免税(大使館等の職員自用品)	11604	○
74	法第17条第1項第1号 令第31条第1号	再輸出免税(加工される貨物等[彫刻等のための製品])	11701	○
75	法第17条第1項第1号 令第31条第1号	再輸出免税(加工される貨物等[彫刻等のための製品])	11741	○
76	法第17条第1項第1号 令第31条第2号	再輸出免税(加工される貨物等[陶磁器等])	11702	○
77	法第17条第1項第1号 令第31条第2号	再輸出免税(加工される貨物等[陶磁器等])	11742	○
78	法第17条第1項第1号 令第31条第3号	再輸出免税(加工される貨物等[精錬等のための繊維品])	11703	○
79	法第17条第1項第1号 令第31条第3号	再輸出免税(加工される貨物等[精錬等のための繊維品])	11743	○
80	法第17条第1項第1号 令第31条第4号	再輸出免税(加工される貨物等[糸抜等のための繊維品])	11704	○
81	法第17条第1項第1号 令第31条第4号	再輸出免税(加工される貨物等[糸抜等のための繊維品])	11744	○
82	法第17条第1項第1号 令第31条第5号	再輸出免税(加工される貨物等[毛皮等])	11705	○
83	法第17条第1項第1号 令第31条第5号	再輸出免税(加工される貨物等[毛皮等])	11745	○
84	法第17条第1項第1号 令第31条第6号	再輸出免税(加工される貨物等[取付け等のための物品])	11706	○
85	法第17条第1項第1号 令第31条第6号	再輸出免税(加工される貨物等[取付け等のための物品])	11746	○
86	法第17条第1項第1号 令第31条第7号	再輸出免税(加工される貨物等[簡単な加工を施すための物品等])	11707	○
87	法第17条第1項第1号 令第31条第7号	再輸出免税(加工される貨物等[簡単な加工を施すための物品等])	11747	○
88	法第17条第1項第1号 令第31条第8号	再輸出免税(加工される貨物等[その他のもの])	11708	○
89	法第17条第1項第1号 令第31条第8号	再輸出免税(加工される貨物等[その他のもの])	11748	○
90	法第17条第1項第2号 令第32条第1号	再輸出免税(輸入容器[シリンダー・コンテナ等])	11709	○

②【関税減免税条項符号コード】欄 3/5  
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	○××
91	法第17条第1項第2号 令第32条第1号	再輸出免税(輸入容器[シリンダー・コンテナ等])	11749	○
92	法第17条第1項第2号 令第32条第1号 令第34条第3項	再輸出免税(輸入容器[シリンダー・コンテナ等])	11789	×
93	法第17条第1項第2号 令第32条第2号	再輸出免税(輸入容器[糸巻])	11710	○
94	法第17条第1項第2号 令第32条第2号	再輸出免税(輸入容器[糸巻])	11750	○
95	法第17条第1項第2号 令第32条第3号	再輸出免税(輸入容器[その他のもの])	11711	○
96	法第17条第1項第2号 令第32条第3号	再輸出免税(輸入容器[その他のもの])	11751	○
97	法第17条第1項第3号 令第33条第1号	再輸出免税(輸出容器[かん・びん等])	11712	○
98	法第17条第1項第3号 令第33条第1号	再輸出免税(輸出容器[かん・びん等])	11752	○
99	法第17条第1項第3号 令第33条第2号	再輸出免税(輸出容器[シリンダー・コンテナ等])	11713	○
100	法第17条第1項第3号 令第33条第2号	再輸出免税(輸出容器[シリンダー・コンテナ等])	11753	○
101	法第17条第1項第3号 令第33条第2号 令第34条第3項	再輸出免税(輸出容器[シリンダー・コンテナ等])	11793	×
102	法第17条第1項第3号 令第33条第3号	再輸出免税(輸出容器[その他のもの])	11714	○
103	法第17条第1項第3号 令第33条第3号	再輸出免税(輸出容器[その他のもの])	11754	○
104	法第17条第1項第4号	再輸出免税(修繕される貨物)	11715	○
105	法第17条第1項第4号	再輸出免税(修繕される貨物)	11755	○
106	法第17条第1項第5号	再輸出免税(学術研究用品)	11716	○
107	法第17条第1項第5号	再輸出免税(学術研究用品)	11756	○
108	法第17条第1項第6号	再輸出免税(試験品)	11717	○
109	法第17条第1項第6号	再輸出免税(試験品)	11757	○
110	法第17条第1項第6号の2	再輸出免税(検査機器)	11718	○
111	法第17条第1項第6号の2	再輸出免税(検査機器)	11758	○
112	法第17条第1項第7号	再輸出免税(製作のための見本等)	11719	○
113	法第17条第1項第7号	再輸出免税(製作のための見本等)	11759	○
114	法第17条第1項第7号の2	再輸出免税(競技会等使用物品)	11720	○
115	法第17条第1項第7号の2	再輸出免税(競技会等使用物品)	11760	○
116	法第17条第1項第8号	再輸出免税(巡回興行者等用物品)	11721	○
117	法第17条第1項第8号	再輸出免税(巡回興行者等用物品)	11761	○
118	法第17条第1項第9号	再輸出免税(博覧会等出品物)	11722	○
119	法第17条第1項第9号	再輸出免税(博覧会等出品物)	11762	○
120	法第17条第1項第10号 令第33条の2第1項	再輸出免税(一時輸入自動車等)	11723	○
121	法第17条第1項第10号 令第33条の2第1項	再輸出免税(一時輸入自動車等)	11763	○
122	法第17条第1項第11号 令第33条の3第1号	再輸出免税(条約に該当する商品見本等)	11724	○
123	法第17条第1項第11号 令第33条の3第1号	再輸出免税(条約に該当する商品見本等)	11764	○
124	法第17条第1項第11号 令第33条の3第2号	再輸出免税(条約に該当する観光旅行宣伝用資料)	11725	○
125	法第17条第1項第11号 令第33条の3第2号	再輸出免税(条約に該当する観光旅行宣伝用資料)	11765	○
126	法第17条第1項第11号 令第33条の3第3号	再輸出免税(条約に該当する船員の厚生用物品)	11726	○
127	法第17条第1項第11号 令第33条の3第3号	再輸出免税(条約に該当する船員の厚生用物品)	11766	○
128	法第17条第1項第11号 令第33条の3第4号	再輸出免税(条約に該当する展覧会等に使用される物品)	11734	○
129	法第17条第1項第11号 令第33条の3第4号	再輸出免税(条約に該当する展覧会等に使用される物品)	11774	○
130	法第17条第1項第11号 令第33条の3第5号	再輸出免税(条約に該当する職業用具)	11735	○
131	法第17条第1項第11号 令第33条の3第5号	再輸出免税(条約に該当する職業用具)	11775	○
132	法第19条第1項 令第47条第1項第1号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (鉛合金製造用鉛の塊)	11901	×
133	法第19条第1項 令第47条第1項第2号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (魚介類の缶詰等製造用綿裏油)	11902	×
134	法第19条第1項 令第47条第1項第3号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (グルタミン酸ソーダ製造用大豆油かす等)	11903	×
135	法第19条第1項 令第47条第1項第4号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (精製糖等製造用砂糖)	11904	×
136	法第19条第1項 令第47条第1項第5号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (でん粉、カラメル等製造用マニオカでん粉等)	11905	×
137	法第19条第1項 令第47条第1項第6号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (リジン製造用糖みつ)	11906	×

②【関税減免税条項符号コード】欄 4/5  
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	○/△/×
138	法第19条第1項 令第47条第1項第7号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (精製ぶどう糖製造用マニオカでん粉等)	11907	×
139	法第19条第1項 令第47条第1項第8号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (その他原料品)	11908	○
140	法第19条第1項 令第47条第2項第1号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (グルタミン酸ソーダ製造用小麦粉)	11909	×
141	法第19条第1項 令第47条第2項第2号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (ビタミンC等製造用マニオカでん粉等)	11910	×
142	法第19条第1項 令第47条第2項第3号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (結晶ぶどう糖製造用マニオカでん粉等)	11911	×
143	法第19条第1項 令第47条第2項第4号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (エリソルビン酸等製造用マニオカでん粉等)	11912	×
144	法第19条第6項	輸出貨物の製造用原料品の控除	11914	×
145	法第19条の2第1項	課税原料品等による製品を輸出した場合の免税	11913	×
146	法第19条の2第4項	課税原料品等による製品を輸出した場合の控除	11915	×
147	法第19条の3第3項	輸入時と同一状態で再輸出される場合の控除	11916	○
148	法第20条第4項	違約品等の再輸出の場合の控除	12017	×
149	法第20条第5項	違約品等の廃棄の場合の控除	12018	×
150	法第20条の2第1項 令第57条第1号	軽減税率適用物品(その他の加工穀物[とうもろこしのもの])	12013	○
151	法第20条の2第1項 令第57条第2号	軽減税率適用物品(グルタミン酸等製造用ハイ・テスト・モラセス)	12014	○
152	法第20条の2第1項 令第57条第3号	軽減税率適用物品(グルタミン酸等製造用糖みつ)	12015	○
153	法第20条の2第1項 令第57条第4号	軽減税率適用物品(工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミン製造用エチルアルコール)	12022	○
154	法第20条の2第1項 令第57条第5号	軽減税率適用物品(酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール)	12019	○
155	法第20条の2第1項 令第57条第6号	軽減税率適用物品(酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール及び蒸留酒)	12020	○
156	法第20条の2第1項 令第57条第7号	軽減税率適用物品(子牛育成用飼料調整品)	12016	○
157	法第20条の2第1項 令第57条第8号	軽減税率適用物品(製油原料用重油及び粗油)	12021	○
158	法第20条の2第1項 令第57条第9号	軽減税率適用物品(真空管等製造用ニッケルの粉等)	12009	○
159	法第20条の2第1項 令第57条第10号	軽減税率適用物品(真空管等製造用ニッケルの板等)	12010	○
160	法第20条の2第1項 令第57条第11号	軽減税率適用物品(大型コンテナ用アルミニウム板等)	12011	○
161	法第20条の2第1項 令第57条第12号	軽減税率適用物品(電解精製用鉛の塊[課税価格が165.37円/KG以下のもの])	12012	○

②【関税減免税条項符号コード】欄 5/5  
(暫定法)

番号	適用条項	免税適用物品	コード	○◎×
1	法第4条 令第7条第1号	航空機部分品等の免税 (双発式飛行機等の航空機に使用する部分品) (民間航空機用のもの)	25023	○
2	法第4条 令第7条第2号	航空機部分品等の免税 (その他の航空機部分品) (民間航空機用のもの)	25024	○
3	法第4条 令第7条第1号	航空機部分品等の免税 (双発式飛行機等の航空機に使用する部分品) (民間航空機用以外のもの)	25033	○
4	法第4条 令第7条第2号	航空機部分品等の免税 (その他の航空機部分品) (民間航空機用以外のもの)	25034	○
5	法第4条 令第7条第3号 規則第1条の4	航空機部分品等の免税 (金属素材又は合成樹脂素材で省令で定めるもの)	25010	○
6	法第4条 令第7条第4号	航空機部分品等の免税 (人工衛星等の部分品)	26007	○
7	法第4条 令第7条第5号 規則第1条の4	航空機部分品等の免税 (宇宙開発用物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材)	26010	○
8	法第8条第1項第1号 令第20条第1項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (革製バッグ、革製衣類等)	27054	○
9	法第8条第1項第2号 令第20条第3項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (じゅうたん、ニット製衣類、織物製衣類等)	27055	○
10	法第8条第1項第3号 令第20条第5項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (革製履物の甲)	27057	○
11	法第8条第1項第4号 令第20条第7項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (革製の自動車用腰掛けの部分品)	27058	○
12	法第9条第1項 令第34条第1項第1号	軽減税率等適用物品 (学校給食用ミルク及びびクリーム)	28041	○
13	法第9条第1項 令第34条第1項第2号	軽減税率等適用物品 (配合飼料製造用ミルク及びクリーム)	28042	○
14	法第9条第1項 令第34条第1項第3号	軽減税率等適用物品 (配合飼料製造用ホエイ等)	28043	○
15	法第9条第1項 令第34条第1項第4号	軽減税率等適用物品 (乳幼児用調整粉乳製造用ホエイ等)	28044	○
16	法第9条第1項 令第34条第1項第5号	軽減税率等適用物品 (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード)	28008	○
17	法第9条第1項 令第34条第1項第6号	軽減税率等適用物品 (コーンスターチ製造用とうもろこし)	28001	○
18	法第9条第1項 令第34条第1項第7号	軽減税率等適用物品 (丸粒とうもろこし)	28004	○
19	法第9条第1項 令第34条第1項第8号	軽減税率等適用物品 (コーンフレーク等製造用とうもろこし)	28038	○
20	法第9条第1項 令第34条第1項第9号	軽減税率等適用物品 (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	28045	○
21	法第9条第1項 令第34条第1項第10号	軽減税率等適用物品 (アルコール製造用糖みつ)	28009	○
22	法第9条第1項 令第34条第1項第11号	軽減税率等適用物品 (チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品)	28030	○
23	法第9条第1項 令第34条第1項第12号	軽減税率等適用物品 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	28003	○
24	法第9条第1項 令第34条第1項第13号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用揮発油)	28011	○
25	法第9条第1項 令第34条第1項第14号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用灯油)	28061	○
26	法第9条第1項 令第34条第1項第15号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用軽油)	28062	○
27	法第9条第1項 令第34条第1項第16号	軽減税率等適用物品 (農林漁業用重油及び粗油)	28019	○
28	法第9条第1項 令第34条第1項第17号	軽減税率等適用物品 (電解精製用鉛の塊[課税価格が165.37円/KG超のもの])	28037	○
29	法第9条第2項 令第34条第2項	軽減税率等適用物品 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	28063	○
(特例法)				
番号		コード内容	コード	○◎×
1	MDA協定第6条	協定を適用し、アメリカ合衆国政府が輸入する物品の免税	40001	○
2	コンテナ条約第5条1	条約適用のコンテナ修理用部分の免税	60001	○
(その他)				
番号		コード内容	コード	○◎×
1	民間航空機貿易に関する協定	民間航空機貿易に関する協定の附属書に定める産品で民間航空機用に供するものうち無税のもの	00111	×

【輸入・関税割当品目関係】(欄部)

※次の品目コード(9桁)に該当する場合は、提出を要する。

・統計品目一覧 1/2 (HS2012で変更があったもののみ、HS2012の欄に記載)

品目コード(9桁)		備考	品目コード(9桁)		備考
HS2011	HS2012		HS2011	HS2012	
040110110			071339226	071335291	分割
040120110				071334291	分割
040130111	040150111	分割		071339226	分割
	040140110	分割	071350221		
040130121	040150121	番号変更	071390221	071390221	分割
040210121				071360291	分割
040210211			100590091		
040210216			100590092		
040210222			100590095		
040221211			100590096		
040221216			110710011		
040221222			110710021		
040229220			110720010		
040291121			110812010		
040291210			110812020		
040310110			110813010		
040310120			110813020		
040390116			110814010		
040390117			110814020		
040390126			110819011		
040390127			110819012		
040390136			110819091		
040390137			110819092		
040410121			110820010		
040410122			120210091	120241091	分割
040410131				120230011	分割
040410141			120220091	120242091	分割
040410142				120230019	分割
040410161			121299110		
040410162			170310091		
040410171			170390091		
040410181			180620210		
040410182			180620311		
040490111			180690311		
040490116			190110111		
040490117			190110121		
040490121			190120111		
040490126			190120116		
040490127			190120156		
040490131			190120157		
040490136			190190131		
040490137			190190136		
040510121			190190176		
040510221			190190177		
040590221			200290211		
040610010			200290221		
040640010			200820111		
040690010			200820211		
071310221			210112231		
071332010			210112236		
071333221			210120231		
071339221			210120236		

・統計品目一覧 2/2

品目コード(9桁)		備考
HS2011	HS2012	
210610120		
210610130		
210690111		
210690112		
210690121		
210690122		
210690124		
210690125		
410120211		
410150211		
410190211		
410411211		
410419211		
410441121		
410441211		
410441213		
410441221		
410449121		
410449211		
410449221		
410530111		
410622111		
410711211		
410711213		
410711221		
410712211		
410712213		
410712221		
410719211		
410719221		
410791211		
410791213		
410791221		
410792211		
410792213		
410792221		
410799211		
410799221		
411200211		
411310211		
500100010		
500200211		
500200212		
500200213		
500200216		
500200217		
640320011		
640320021		
640340011		
640340021		
640351011		
640351022		
640359012		
640359044		
640359045		

品目コード(9桁)		備考
HS2011	HS2012	
640359049		
640391012		
640391022		
640399012		
640399013		
640399014		
640399022		
640419111		
640420111		
640420211		
640420221		
640510111		
640590111		
640590121		



【輸入：原産地証明書関係】(欄部)

※次のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

【原産地証明書識別コード】欄

コード	コードの種類	貨物の種類	原産地証明書の種類等	証明書	他の添付書類	添付	要 ○ 否 ×
A	特恵用	自国関与品	特恵用原産地証明書	有	累積加工製造証明書	有	○
J	特恵用		特恵用原産地証明書	有	—	—	○
B	特恵用	自国関与品以外	特恵用原産地証明書	有	累積加工製造証明書	有	○
P	特恵用	特恵用識別「A」「J」及び「B」の場合を除く貨物	特恵用原産地証明書	有	—	—	○
C	特恵用	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物	提出省略	—	—	—	×
D	自由貿易協定用(二国)						×
6	自由貿易協定用(多国)						×
T	特恵用	少額貨物扱い	—	—	—	—	×
E	自由貿易協定用(二国)						×
5	自由貿易協定用(多国)						×
K	自由貿易協定用(二国)	自由貿易協定関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書	有	自由貿易協定関税割当証明書	有	○
1	自由貿易協定用(多国)		少額	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	○
Y	自由貿易協定用(二国)						○
2	自由貿易協定用(多国)		提出省略	—	自由貿易協定関税割当証明書	有	○
Z	自由貿易協定用(二国)						○
3	自由貿易協定用(多国)	○					
F	自由貿易協定用(二国)	自由貿易協定に基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書(認定輸出者による自己証明を含む)	有	—	—	○
4	自由貿易協定用(多国)						○
G	協定用等	協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	有	—	—	○
R	協定用等	貨物、インボイス等により原産地を確認できる貨物	協定用原産地証明書	無	—	—	×
S	協定用等	輸入割当等公表告示三-8に規定する原産地証明書	輸入割当等公表告示三-8に規定する原産地証明書	有	—	—	○
N	協定用等	原産地を確認できない貨物	—	—	—	—	×
M	特恵用	原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	—	—	—	—	○
L	自由貿易協定用(二国)	原産地証明書提出猶予申請を行う貨物(FTA用)(自由貿易協定関税割当品目に該当しないものに限る。)	—	—	—	—	○
7	自由貿易協定用(多国)	—	—	—	—	—	○

第2部 輸出関係

【輸出:他法令関係】(共通部)

※次の①～③のコードに係る書対提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

①【他法令コード】欄

番号	内容	コード	要:○否:×
1	覚せい剤取締法	AD	○
2	家畜伝染病予防法	AN	○
3	大麻取締法	CA	○
4	文化財保護法	CP	○
5	輸出入取引法	EI	○
6	林業種苗法	FO	○
7	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係	HU	○
8	道路運送車両法(マニュアル確認)	MM	○
9	道路運送車両法(システム確認)	MS	○
10	麻薬及び向精神薬取締法	NA	○
11	あへん法	OP	○
12	植物防疫法	PL	○
13	狂犬病予防法	RA	○

②【輸出承認証等区分】欄

番号	内容	コード	要:○否:×
1	外為法48条第1項に該当するもの	FE	○
2	外為法48条第1項に該当するもの(特例扱で不要)	N1	×
3	輸出令第2条第1項1号又は1号の2	E1	○
4	輸出令第2条第1項1号又は1号の2(特例扱で不要)	N2	×
5	輸出令第2条第1項2号	E2	○
6	輸出令第2条第1項2号(特例扱で不要)	N3	×
7	外為令6条、8条又は17条第2項	FT	○
8	該当しないもの	NO	×

③【輸出承認証等識別コード】欄 1/2

番号	承認書等番号	備考	コード	要:○否:×
1	覚せい剤原料輸出許可書番号等	覚せい剤取締法関係	ADNO	○
2	特定委託輸出申告包括申出受理番号	特定委託輸出申告(包括)	AEOH	×
3	認定製造者承認番号	特定製造貨物輸出申告	AEOM	×
4	特定保税運送者の利用者コード	特定委託輸出申告(個別)	AEOU	×
5	アルコール売渡証番号等	アルコール事業法関係	AMNO	×
6	輸出検疫証明書番号等	家畜伝染病予防法関係	ANNO	○
7	輸出許可書番号	大麻取締法関係	CANO	○
8	輸出許可書番号等	文化財保護法関係	CPNO	○
9	コンテナ番号	コンテナ番号	CTNO	×
10	輸出申告番号	1インボイスで複数申告になる場合の他申告番号	EDNO	×
11	輸出引取承認書番号等	輸出入取引法関係	EINO	○
12	輸出承認証番号	輸出承認証番号(貿易管理サブシステムを利用する場合)	ELNJ	○
13	輸出承認証番号	輸出承認証番号(貿易管理サブシステムを利用しない場合)	ELNO	○
14	外国為替及び外国貿易法第48条第1項許可番号	外国為替及び外国貿易法関係(貿易管理サブシステムを利用する場合)	FENJ	○
15	外国為替及び外国貿易法第48条第1項許可番号	外国為替及び外国貿易法関係(貿易管理サブシステムを利用しない場合)	FENO	○
16	関係番号等	林業種苗法関係	FONO	○
17	本船・ふ中扱い承認申請番号(システム)	システムによる本船・ふ中扱い承認申請	HFNN	×
18	本船・ふ中扱い承認申請番号(マニュアル)	マニュアルによる本船・ふ中扱い承認申請	HFNO	×
19	適法捕獲等証明書番号等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係	HUNO	○
20	総保入承認申請番号	総保入承認申請番号	IANO	×
21	移入承認申請番号	保税工場からの積戻し	IMNO	×
22	複数インボイスに係る他のインボイス番号	インボイス番号	INVN	×
23	戻税貨物における輸入許可番号	輸入申告番号	IPNO	×
24	蔵入承認申請番号	蔵入承認申請番号	ISNO	×
25	展示等申告番号	展示等申告番号展示等積戻し申告	ITNO	×
26	違約品等保税地域搬入番号	定率法第20条関係	IYAK	×
27	輸出申告前検査申請番号	輸出申告前検査申請番号	JIZN	×
28	輸出自動車情報登録番号	道路運送車両法関係	MOTS	○
29	輸出許可書番号等	麻薬及び向精神薬取締法関係	NANO	○
30	その他のライセンス番号等	その他のライセンス	OLNO	○

※項番12:「輸出承認証番号:ELNJ」、項番14:「外国為替及び外国貿易法第48条第1項許可番号:FENJ」について、他法令手きの証明をシステムにより行った場合は、提出省略可

③【輸出承認証等識別コード】欄 2/2

番号	承認証等番号	備考	コード	要 ○否 ×
31	保税運送承認番号	保税運送承認番号	OLTN	×
32	輸出委託証明書番号等	あへん法関係	OPNO	○
33	その他の参考情報	その他の参考情報	OTHN	×
34	指定地外貨物検査許可番号	指定地外貨物検査許可番号	OTPL	×
35	保税地域コード	保税地域コード	OTST	×
36	支払手段等の輸出許可証番号	外国為替令関係	PAYL	○
37	植物検査合格証明書番号等	植物防疫法関係	PLNO	○
38		プラント関係	PLNT	×
39	定率法第19条に係る製造証明書番号	定率法第19条に係る製造証明書番号	PRNO	×
40	再輸入免税貨物のパーツ番号	再輸入免税貨物のパーツ番号	PTNO	×
41	犬の輸出検疫証明書番号等	狂犬病予防法関係	RANO	○
42	再輸入免税貨物のシリアル番号	再輸入免税貨物のシリアル番号	SINO	×
43	車上通関受理番号	車上通関扱い	SYAJ	×
44	他所蔵置許可申請番号	他所蔵置許可申請	TASY	×
45	CITES許可番号	ワシントン条約関係	WANA	○
46	加工組立輸出貨物確認申告書番号	暫定法第8条関係	ZAN8	×
47	BUNKAZAI	文化財保護法【非該当】 〔古美術品輸出監査証明〕を提出する場合	TOKU	○

※項番47については、7月1日より利用開始予定のコード。別途NACCS掲示板により周知予定

④-1【輸出貿易管理令別表コード】欄

※次のコードに該当する場合は、提出を要する。

別表第1

別表番号	コード	別表番号	コード	別表番号	コード	別表番号	コード
1-(1)	10101	2-(46)	10246	6-(7)	10607	11-(4の2)	19025
1-(2)	10102	2-(47)	10247	6-(8)	10608	11-(5)	11105
1-(3)	10103	2-(48)	10248	6-(9)	10609	12-(1)	11201
1-(4)	10104	2-(49)	10249	7-(1)	10701	12-(2)	11202
1-(5)	10105	2-(50)	10250	7-(2)	10702	12-(3)	11203
1-(6)	10106	3-(1)	10301	7-(3)	10703	12-(4)	11204
1-(7)	10107	3-(2)	10302	7-(4)	10704	12-(5)	11205
1-(8)	10108	3の2-(1)	19001	7-(5)	10705	12-(6)	11206
1-(9)	10109	3の2-(2)	19002	7-(6)	10706	12-(7)	11207
1-(10)	10110	4-(1)	10401	7-(7)	10707	12-(8)	11208
1-(11)	10111	4-(1の2)	19006	7-(8)	10708	12-(9)	11209
1-(12)	10112	4-(2)	10402	7-(8の2)	19022	12-(10)	11210
1-(13)	10113	4-(3)	10403	7-(8の3)	19026	13-(1)	11301
1-(13の2)	19017	4-(4)	10404	7-(9)	10709	13-(2)	11302
1-(14)	10114	4-(5)	10405	7-(10)	10710	13-(3)	11303
1-(15)	10115	4-(6)	10406	7-(11)	19018	13-(4)	19009
1-(16)	10116	4-(7)	10407	7-(12)	10712	13-(5)	11305
2-(1)	10201	4-(8)	10408	7-(13)	10713	14-(1)	11401
2-(2)	10202	4-(9)	10409	7-(14)	10714	14-(2)	11402
2-(3)	10203	4-(10)	10410	7-(15)	10715	14-(3)	11403
2-(4)	10204	4-(11)	10411	7-(15の2)	19019	14-(5)	11405
2-(5)	10205	4-(12)	10412	7-(16)	10716	14-(6)	11406
2-(6)	10206	4-(13)	10413	7-(17)	10717	14-(7)	11407
2-(7)	10207	4-(14)	10414	7-(18)	10718	14-(8)	11408
2-(8)	10208	4-(15)	10415	7-(19)	10719	14-(9)	11409
2-(9)	10209	4-(16)	10416	7-(20)	10720	14-(10)	11410
2-(10)	10210	4-(17)	10417	7-(21)	10721	14-(11)	11411
2-(10の2)	19003	4-(18)	10418	7-(22)	10722	15-(1)	11501
2-(11)	10211	4-(18の2)	19021	8	10801	15-(2)	11502
2-(12)	10212	4-(19)	10419	9-(1)	10901	15-(3)	11503
2-(13)	10213	4-(20)	10420	9-(2)	10902	15-(4)	19010
2-(14)	10214	4-(21)	10421	9-(3)	10903	15-(5)	19011
2-(15)	10215	4-(22)	10422	9-(5)	10905	15-(6)	19012
2-(16)	10216	4-(23)	10423	9-(5の2)	19020	15-(7)	19013
2-(17)	10217	4-(24)	10424	9-(5の3)	19023	15-(8)	19014
2-(18)	10218	4-(24の2)	19007	9-(5の4)	19024	15-(9)	19015
2-(19)	10219	4-(25)	10425	9-(6)	10906	15-(10)	19016
2-(20)	10220	4-(26)	10426	9-(7)	10907	16	11600
2-(21)	10221	5-(1)	10501	9-(8)	10908	返品イ	RE001
2-(22)	10222	5-(2)	10502	9-(9)	19027	返品ロ	RE002
2-(23)	10223	5-(3)	10503	9-(10)	10910	返品ハ	RE003
2-(24)	10224	5-(4)	10504	9-(11)	10911		
2-(25)	10225	5-(5)	10505	10-(1)	11001		
2-(26)	10226	5-(6)	10506	10-(2)	11002		
2-(27)	10227	5-(7)	10507	10-(3)	11003		
2-(28)	10228	5-(8)	10508	10-(4)	11004		
2-(29)	10229	5-(9)	10509	10-(5)	11005		
2-(30)	10230	5-(10)	10510	10-(6)	11006		
2-(31)	10231	5-(11)	10511	10-(7)	11007		
2-(32)	10232	5-(12)	10512	10-(7の2)	19008		
2-(33)	10233	5-(13)	10513	10-(8)	11008		
2-(34)	10234	5-(14)	10514	10-(8の2)	19029		
2-(35)	10235	5-(15)	10515	10-(9)	11009		
2-(36)	10236	5-(16)	10516	10-(9の2)	19030		
2-(37)	10237	5-(17)	10517	10-(10)	11010		
2-(38)	10238	5-(18)	10518	10-(11)	11011		
2-(39)	10239	5-(19)	10519	10-(12)	11012		
2-(40)	10240	6-(1)	10601	10-(13)	11013		
2-(41)	10241	6-(2)	10602	10-(14)	11014		
2-(42)	10242	6-(3)	10603	11-(1)	11101		
2-(43)	10243	6-(4)	10604	11-(2)	11102		
2-(44)	10244	6-(5)	10605	11-(3)	11103		
2-(45)	10245	6-(6)	10606	11-(4)	11104		

別表第2(輸出令第2条、第4条、第11条関係)

別表番号	コード	別表番号	コード	別表番号	コード	別表番号	コード
2-1	20010	2-29	20290	2-35の3	20353	2-43	20430
2-19	20190	2-30	20300	2-36	20360	2-44	20440
2-20	20200	2-31	20310	2-37	20370	2-45	20450
2-21	20210	2-32	20320	2-38	20380		
2-21の2	20212	2-33	20330	2-39	20390		
2-21の3	20213	2-34	20340	2-40	20400		
2-25	20250	2-35	20350	2-41	20410		
2-28	20280	2-35の2	20352	2-42	20420		

④-2【輸出貿易管理令別表コード】欄

※次のコードに該当する場合は、提出を要しない。

別表第5(輸出令第4条第2項第2号関係)

別表番号	コード	別表番号	コード
5-1	50010	5-9	50090
5-2	50020	5-10	50100
	(注) 50021	5-11	50110
5-3	50030	5-12	50120
5-4	50040	5-13	50130
5-5	50050	5-14	50140
5-6	50060	5-15	50150
5-7	50070		
5-8	50080		

別表第7(輸出令第4条第3項関係)

別表番号	コード
7-1	70010
7-2	70020
7-3	70030
7-4	70040

輸出令第4条関係(その他)

該当条項	コード
輸出令第4条第1項第1号	4110
輸出令第4条第1項第2号イ	4121
輸出令第4条第1項第2号ロ	4122
輸出令第4条第1項第2号ハ	4123
輸出令第4条第1項第2号ニ	4124
輸出令第4条第1項第2号ホ	4125
輸出令第4条第1項第2号ヘ	4126
輸出令第4条第1項第3号又は第4号	4130
輸出令第4条第1項第5号 (同令別表第3の3に掲げる貨物以外のもの)	4151
輸出令第4条第1項第5号 (同令別表第3の3に掲げる貨物のもの)	4152
輸出令第4条第1項第6号	4160
輸出令第4条第2項第1号	4210
輸出令第4条第4項	4400

その他

	コード
CISTEC公表リスト	99999
輸出貿易管理令第2条第1項第1号の2に該当する貨物	22999

【輸出:減免税関係】(欄部)

※次の①、②のコードに係る書類提出の要否は、右欄に掲げるとおり。

①【内国消費税免税法令コード】欄

番号	内国消費税免税科目名	コード	要:○否:×
1	酒税	L	○
2	たばこ税	B	○
3	たばこ税・たばこ特別税	E	○
4	石油石炭税	Q	○
5	石油ガス税	G	○
6	揮発油税及び地方道路税(平成21年3月31日以前)	V	-
7	揮発油税及び地方揮発油税(平成21年4月1日以降)	X	○

②【関税減免税条項符号コード】欄 1/4

(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	要:○否:×
1	法第11条	加工、修繕のため輸出された貨物の減税	11100	○
2	法第15条第1項第1号 令第17条	特定用途免税(学術研究用物品等)	11501	×
3	法第15条第1項第2号	特定用途免税(寄贈の学術研究用物品等)	11502	×
4	法第15条第1項第3号	特定用途免税(救急用品)	11503	×
5	法第15条第1項第3号の2	特定用途免税(国又は地方公共団体への寄贈物品)	11504	×
6	法第15条第1項第4号	特定用途免税(儀式礼拝用品)	11505	×
7	法第15条第1項第5号	特定用途免税(日赤あて寄贈物品)	11506	×
8	法第15条第1項第5号の2 令第21条	特定用途免税(博覧会等使用物品)	11507	×
9	法第15条第1項第9号	特定用途免税(引越自動車)	11515	×
10	法第15条第1項第9号	特定用途免税(引越船舶又は引越航空機)	11516	×
11	法第15条第1項第8号 令第22条第1号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用]) (シュミレーターであって民間用のもの)	11520	×
12	法第15条第1項第8号 令第22条第2号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[機上設備用]) (民間航空機用のもの)(注)	11521	×
13	法第15条第1項第8号 令第22条第3号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上機上設備 用部分品]) (民間航空機用のもの)(注)	11522	×
14	法第15条第1項第8号 令第22条第4号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[その他のもの]) (民間航空機用のもの)(注)	11523	×
15	法第15条第1項第8号 令第22条第1号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上設備用]) (民間用シュミレーター以外のもの)	11530	×
16	法第15条第1項第8号 令第22条第2号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[機上設備用]) (民間航空機用以外のもの)	11531	×
17	法第15条第1項第8号 令第22条第3号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[地上機上設備 用部分品]) (民間航空機用以外のもの)	11532	×
18	法第15条第1項第8号 令第22条第4号	特定用途免税(発着等を安全にする機器[その他のもの]) (民間航空機用以外のもの)	11533	×
19	法第15条第1項第10号 令第25条の2第1号	特定用途免税(条約の規定に基づき政令に定めるもの) (民間航空機貿易に関する協定に基づくもの)	11540	×
20	法第15条第1項第10号 令第25条の2第2号	特定用途免税(条約の規定に基づき政令に定めるもの) (原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助 に関する条約に基づくもの)	11541	×
21	法第15条第1項第10号 令第25条の2第3号	特定用途免税(条約の規定に基づき政令に定めるもの) (民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政 府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本政府、ロシア連邦 政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に基づくもの)	11542	×
22	法第15条第1項第10号 令第25条の2第4号	特定用途免税(条約の規定に基づき政令に定めるもの) 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組 を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧 州原子力共同体との間の協定に基づくもの	11543	×
23	法第17条第1項第1号 令第31条第1号	再輸出免税(加工される貨物等[彫刻等のための製品])	11701	○
24	法第17条第1項第1号 令第31条第2号	再輸出免税(加工される貨物等[陶磁器])	11702	○
25	法第17条第1項第1号 令第31条第3号	再輸出免税(加工される貨物等[精錬等のための繊維 品])	11703	○
26	法第17条第1項第1号 令第31条第4号	再輸出免税(加工される貨物等[糸抜等のための繊維 品])	11704	○
27	法第17条第1項第1号 令第31条第5号	再輸出免税(加工される貨物等[毛皮等])	11705	○
28	法第17条第1項第1号 令第31条第6号	再輸出免税(加工される貨物等[取付け等のための物 品])	11706	○
29	法第17条第1項第1号 令第31条第7号	再輸出免税(加工される貨物等[簡単な加工を施すた めの物品等])	11707	○

②【関税減免税条項符号コード】欄 2/4  
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	要:○否:×
30	法第17条第1項第1号 令第31条第8号	再輸出免税(加工される貨物等[その他のもの])	11708	○
31	法第17条第1項第2号 令第32条第1号	再輸出免税(輸入容器[シリンダー・コンテナ等])	11709	○
32	法第17条第1項第2号 令第32条第1号 令第39条第3項	再輸出免税(輸入容器[シリンダー・コンテナ等])	11749	×
33	法第17条第1項第2号 令第32条第2号	再輸出免税(輸入容器[糸巻])	11710	○
34	法第17条第1項第2号 令第32条第3号	再輸出免税(輸入容器[その他のもの])	11711	○
35	法第17条第1項第3号 令第33条第1号	再輸出免税(輸出容器[かん・びん等])	11712	○
36	法第17条第1項第3号 令第33条第2号	再輸出免税(輸出容器[シリンダー・コンテナ等])	11713	○
37	法第17条第1項第3号 令第33条第2号 令第39条第3項	再輸出免税(輸出容器[シリンダー・コンテナ等])	11753	×
38	法第17条第1項第3号 令第33条第3号	再輸出免税(輸出容器[その他のもの])	11714	○
39	法第17条第1項第4号	再輸出免税(修繕される貨物)	11715	○
40	法第17条第1項第5号	再輸出免税(学術研究用品)	11716	○
41	法第17条第1項第6号	再輸出免税(試験品)	11717	○
42	法第17条第1項第6号の2	再輸出免税(検査機器)	11718	○
43	法第17条第1項第7号	再輸出免税(製作のための見本等)	11719	○
44	法第17条第1項第7号の2	再輸出免税(競技会等使用物品)	11720	○
45	法第17条第1項第8号	再輸出免税(巡回興行者等用物品)	11721	○
46	法第17条第1項第9号	再輸出免税(博覧会等出品物)	11722	○
47	法第17条第1項第10号 令第33条の2第1項	再輸出免税(一時輸入自動車等)	11723	○
48	法第17条第1項第11号 令第33条の3第1号	再輸出免税(条約に該当する商品見本等)	11724	○
49	法第17条第1項第11号 令第33条の3第2号	再輸出免税(条約に該当する観光旅行宣伝用資料)	11725	○
50	法第17条第1項第11号 令第33条の3第3号	再輸出免税(条約に該当する船員の厚生用物品)	11726	○
51	法第17条第1項第11号 令第33条の3第4号	再輸出免税(条約に該当する展覧会等に使用される物品)	11734	○
52	法第17条第1項第11号 令第33条の3第5号	再輸出免税(条約に該当する職業用具)	11735	○
53	法第19条第1項 令第47条第1項の表第1号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (鉛合金製造用鉛の塊)	11901	○
54	法第19条第1項 令第47条第1項の表第2号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (魚介類の缶詰等製造用綿実油)	11902	○
55	法第19条第1項 令第47条第1項の表第3号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (グルタミン酸ソーダ製造用大豆油かす等)	11903	○
56	法第19条第1項 令第47条第1項の表第4号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (精製糖等製造用砂糖)	11904	○
57	法第19条第1項 令第47条第1項の表第5号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (でん粉、カラメル等製造用マニオカでん粉等)	11905	○
58	法第19条第1項 令第47条第1項の表第6号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (リシン製造用糖みつ)	11906	○
59	法第19条第1項 令第47条第1項の表第7号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (精製ぶどう糖製造用マニオカでん粉等)	11907	○
60	法第19条第1項 令第47条第1項の表第8号	輸出貨物の製造用原料品の免税 (その他の原料品)	11908	○
61	法第19条第1項 令第47条第2項の表第1号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (グルタミン酸ソーダ製造用小麦粉)	11909	○
62	法第19条第1項 令第47条第2項の表第2号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (ビタミンC等製造用マニオカでん粉等)	11910	○
63	法第19条第1項 令第47条第2項の表第3号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (結晶ぶどう糖製造用マニオカでん粉等)	11911	○
64	法第19条第1項 令第47条第2項の表第4号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (エリソルビン酸等製造用マニオカでん粉等)	11912	○
65	法第19条の2第1項	課税原料品等による製品を輸出した場合の免税	11913	○
66	法第19条第6項	輸出貨物の製造用原料品の控除	11914	○
67	法第19条の2第4項	課税原料品等による製品を輸出した場合の控除	11915	○
68	法第19条の2第2項	課税原料品等による製品を輸出した場合の戻し税	11918	○
69	法第19条の3	輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税	11919	○
70	法第19条第1項 令第52条第1項第1号	輸出貨物の製造用原料品の戻し税 (ジャム等製造用砂糖で全重量に対するしよ糖の含有量が98.5度以上に相当するもの)	11920	○
71	法第19条第1項 令第52条第1項第2号	輸出貨物の製造用原料品の戻し税 (ジャム等製造用砂糖で全重量に対するしよ糖の含有量が98.5度未満に相当するもの)	11921	○
72	法第20条第1項第1号	違約品を再輸出した場合の戻税	12001	○

②【関税減免税条項符号コード】欄 3/4  
(定率法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	要:○否:×
73	法第20条第1項第2号	通信販売により輸入された個人用品の返送の場合の戻税	12002	○
74	法第20条第1項第3号	販売等が禁止された貨物を再輸出した場合の戻税	12003	○
75	法第20条第4項	違約品等の再輸出の場合の控除	12017	○
76	法第20条の2第1項 令第57条第1号	軽減税率適用物品 (その他の加工穀物[とうもろこしのもの])	12013	×
77	法第20条の2第1項 令第57条第2号	軽減税率適用物品 (グルタミン酸等製造用ハイ・テスト・モラセス)	12014	×
78	法第20条の2第1項 令第57条第3号	軽減税率適用物品 (グルタミン酸等製造用精みつ)	12015	×
79	法第20条の2第1項 令第57条第4号	軽減税率適用物品 (工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミン の製造の用に供するエチルアルコール)	12022	×
80	法第20条の2第1項 令第57条第5号	軽減税率適用物品 (酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール)	12019	×
81	法第20条の2第1項 令第57条第6号	軽減税率適用物品 (酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール及び蒸 留酒)	12020	×
82	法第20条の2第1項 令第57条第7号	軽減税率適用物品 (子牛育成用飼料調製品)	12016	×
83	法第20条の2第1項 令第57条第8号	軽減税率適用物品 (製油原料用重油及び粗油)	12021	×
84	法第20条の2第1項 令第57条第9号	軽減税率適用物品 (真空管等製造用ニッケルの粉等)	12009	×
85	法第20条の2第1項 令第57条第10号	軽減税率適用物品 (真空管等製造用ニッケルの板等)	12010	×
86	法第20条の2第1項 令第57条第11号	軽減税率適用物品 (大型コンテナ用アルミニウム板等)	12011	×
87	法第20条の2第1項 令第57条第12号	軽減税率適用物品 (電解精製用鉛の塊[課税価格が165.37円/KG以下の もの])	12012	×



②【関税減免税条項符号コード】欄 4/4  
(暫定法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	要○否×
1	法第8条第1項	加工又は組立てに係わる製品の減税	20801	○
2	法第4条 令第7条第1号	航空機部分品等の免税 (双発式飛行機等の航空機に使用する部分品) (民間航空機用のもの)(注)	25023	×
3	法第4条 令第7条第2号	航空機部分品等の免税 (その他の航空機部分品) (民間航空機用のもの)(注)	25024	×
4	法第4条 令第7条第1号	航空機部分品等の免税 (双発式飛行機等の航空機に使用する部分品) (民間航空機用以外のもの)	25033	×
5	法第4条 令第7条第2号	航空機部分品等の免税 (その他の航空機部分品) (民間航空機用以外のもの)	25034	×
6	法第4条 令第7条第3号 規則第1条の4	航空機部分品等の免税 (金属素材又は合成樹脂素材で省令で定めるもの)	25010	×
7	法第4条 令第7条第4号	航空機部分品等の免税 (人工衛星等の部分品)	26007	×
8	法第4条 令第7条第5号 規則第1条の4	航空機部分品等の免税 (宇宙開発用物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材)	26010	×
9	法第9条第1項 令第34条第1項第1号	軽減税率等適用物品 (学校給食用ミルク及びびクリーム)	28041	×
10	法第9条第1項 令第34条第1項第2号	軽減税率等適用物品 (配合飼料製造用ミルク及びびクリーム)	28042	×
11	法第9条第1項 令第34条第1項第3号	軽減税率等適用物品 (配合飼料製造用ホエイ等)	28043	×
12	法第9条第1項 令第34条第1項第4号	軽減税率等適用物品 (乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等)	28044	×
13	法第9条第1項 令第34条第1項第5号	軽減税率等適用物品 (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード)	28008	×
14	法第9条第1項 令第34条第1項第6号	軽減税率等適用物品 (コーンスターチ製造用とうもろこし)	28001	×
15	法第9条第1項 令第34条第1項第7号	軽減税率等適用物品 (丸粒とうもろこし)	28004	×
16	法第9条第1項 令第34条第1項第8号	軽減税率等適用物品 (コーンフレーク等製造用とうもろこし)	28038	×
17	法第9条第1項 令第34条第1項第9号	軽減税率等適用物品 (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	28045	×
18	法第9条第1項 令第34条第1項第10号	軽減税率等適用物品 (アルコール製造用糖みつ)	28009	×
19	法第9条第1項 令第34条第1項第11号	軽減税率等適用物品 (チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品)	28030	×
20	法第9条第1項 令第34条第1項第12号	軽減税率等適用物品 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	28003	×
21	法第9条第1項 令第34条第1項第13号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用揮発油)	28011	×
22	法第9条第1項 令第34条第1項第14号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用灯油)	28061	×
23	法第9条第1項 令第34条第1項第15号	軽減税率等適用物品 (石油化学製品製造用軽油)	28062	×
24	法第9条第1項 令第34条第1項第16号	軽減税率等適用物品 (農林漁業用重油及び粗油)	28019	×
25	法第9条第1項 令第34条第1項第17号	軽減税率等適用物品 (電解精製用鉛の塊[課税価格が165.37円/KG超のもの])	28037	×
26	法第9条第2項 令第34条第2項	軽減税率等適用物品 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	28063	×

(輸税法)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	要○否×
1	法第13条	内国消費税の免税等	00013	×
2	法第15条の2	加工、修繕のため輸出された貨物の減税	00015	○
3	法第15条の3第1項	再輸出減税	00016	○
4	法第17条第1項各号	再輸出又は廃棄の場合の還付	00017	○
5	法第16条の3	輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付	00018	○

(内国消費税)

番号	適用条項	減免税適用物品	コード	要○否×
1	たばこ税法第15条	たばこ税の還付	00150	×
2	たばこ税法第15条	たばこ税及びたばこ特別税の還付	00160	×

通関関係書類の簡素化に関するQ&A

※色付き箇所は、前回掲載分(H24.9.24現在)からの変更点

(H24.10.30現在)

番号	項目	設 問	回 答
1	書類提出 非該当証明書の提出要否	説明会資料の注の①の関係で、他法令確認に係る証明書等は、引き続き、提出を求めるとされていますが、薬監証明書等他法令に該当しないことを証明する書類(非該当証明書)についても提出する必要があるのでしょうか。	薬監証明書等他法令に該当しないことを証明する書類(非該当証明書)については、引き続き、税関へ提出していただく必要があります。 他法令の非該当証明書を税関に提出する必要がある場合は、輸出入申告時に当該コードを適切に入力していただくようお願いいたします。
2	書類提出 減免税適用のための提出書類のないもの	説明会資料の注の②の関係で、通関関係書類の提出を省略することができるもの、つまり減免税適用のための提出書類のないものはどのようなものがあるのでしょうか。	関税率法第14条の無条件免税について、第18号(少額貨物の無条件免税)、第4号(記録文書その他の書類)、第6号(注文の取集めのための見本)、第16号(身体障害者用に特に製作された器具等)、第17号(ニュース映画用のフィルム及びニュース用のテープ)等があります。 また、同法第12条(生活関連物資の減税又は免税)もこれに該当します。
3	書類提出 減免・戻し税に係る輸出申告時の書類提出が必要な輸出申告	説明会資料の注の③の関係で、減免・戻し税の適用に関連して、輸出申告時に一定の書類の提出が義務付けられている輸出申告にはどのようなものがあるのでしょうか。	輸出申告時に一定の書類の提出が義務付けられている輸出申告には、関税暫定措置法第8条のほか、関税率法第11条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)、第17条(再輸出免税)、第19条(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税)、第19条の2(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税)、第19条の3(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)があります。
4	書類提出 税関長が特に必要と認めるもの	説明会資料の注の⑤の関係で、「その他税関長が特に必要と認めるもの」とは具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。	輸出入の許可後において、税関が適正通関を確認するため、通関関係書類の確認が必要と判断した場合など、個別の事案を想定しております。その場合には、別途、税関から輸出入者(通関業者)へご連絡をさせていただきます。
5	書類提出 提出を要する場合の契約書の扱い	改正前の法第68条第1項では「仕入書を税関に提出しなければならない」とあり、第2項では「課税標準を決定することが困難な場合は契約書そのほかの書類…を提出させることができる」となっておりますが、改正後の法第68条では「…必要がある場合には、契約書、仕入書そのほかの…提出させることができる」となっているため、提出を要する場合、仕入書以外に契約書も提出する必要があるとの読み方もできるがどのように解釈すればよいのでしょうか。現状の取引では契約書をと리카わさず、口頭での確認のみで行っている輸出入者もあることから、契約書を提出することが難しい場合もあります。	改正後の法第68条は、「契約書、仕入書等を提出させることができる」と規定されており、契約書が存在しない場合は、従来と同様に、契約書以外の仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類の提出を求められることとなります。
6	書類提出 提出書類とは	書類の提出は、必要となる書類だけを提出すればよいですか。	当該申告にかかる関係書類一式の提出をお願いいたします。
7	書類提出 提出書類とは	食品衛生法等のインターフェースシステムを利用する他法令確認とマニュアルによる他法令確認(要提出)が行われ、その結果「Y」が表示された場合、インターフェースシステムにより行われた他法令確認の届出済書、合格書等の提出は必要ですか。	インターフェースシステムを利用した他法令に係る書類の提出は不要ですが、当該申告に係るその他の関係書類は提出をお願いいたします。
8	書類提出 区分2、3で提出不要のケースはあるか	区分2、3で、書類提出が不要となるものはありますか。	ありません。マニフェスト通関貨物については、区分3となった場合を除き、原則書類提出が不要です。
9	書類提出 提出不要申告に係る書類提出の可否	書類提出が不要のものは、書類を提出することが可能ですか。	書類提出が不要のものについて書類が提出された場合は返却することとなります。
10	書類提出 提出不要申告に係る個別評価申告書の扱い	書類提出が不要のものは、個別評価申告書の提出も不要でよいですか。	不要です。輸入者において保存をお願いします。
11	書類提出 申告内容等の確認を受ける場合	輸出入許可後に申告書類を提出し、申告内容等の確認を受けている場合がありますが、今後提出不要とされた申告の場合はどのようにすれば良いですか。	許可後に申告内容等について確認を受けたい場合は、今まで同様に申告書類等と一緒に税関の通関窓口へ提示して下さい。確認終了後、申告書類等については返却する事となります。
12	書類提出 書類提出官署	区分1の書類提出先は、申告官署に限られるのですか。	現行通りです。 (原則として申告官署の通関部門にご提出いただけますが、本関及び本関直轄出張所に係る海上貨物の申告については、申告官署以外の官署(通関総括部門)においても提出を受け付けます。)
13	書類提出 分割して輸入する際の提出要否	IS後にISWを数件に分けて通関する場合、又は1インボイスを複数港で内取りして通関するような場合は、申告関係書類を提出する必要がありますか。	区分1となって提出が省略されることとなった申告で裏落しの押印が必要な場合には、窓口に関係書類を提示のうえ確認印を受けて下さい。なお、提出省略の対象とされた申告について、確認印押印後は返却させていただきます。 但し、IS時に原産地証明書が添付された貨物に係るISWについては、申告関係書類の提出を要します。
14	書類提出 非違の対象	仕入書を提出すべきところを提出しなかった場合、非違の対象となるのでしょうか。	非違にはなりませんが、正しく提出していただきますようお願いいたします。

番号	項目	設 問	回 答	
15	書類提出	非該当証明書の提出要否	提出が必要となる書類について、該非判定書(パラメータシート)のような非該当を証明するような書類も対象となるのでしょうか。或いは、許諾書といった書類が区分1であっても提出ということになるのでしょうか。	申告において他法令の許可承認を証明する書類など行政側が発行する書類がある場合は、提出する必要があります。また、業監証明など、法令等で他法令に該当しないことを証明する書類を税関に提出する必要があるものとして掲げられているものについても、提出する必要があります。一方、パラメータシートや知的財産関係許諾書、製品安全データシート(MSDS)などの申告者自らが単なる非該当等を証明する書類にあっては、法令等上、特に定めのある書類ではないため、申告書類の提出は省略可能です。
16	提出省略	AEO輸入者の提出省略	提出省略に係るAEO輸入者の対応は、変わりないと考えてよいですか。	AEO輸入者の特例申告貨物の取扱いに変更はありません。これまでどおり仕入書の提出は不要です。
17	提出省略	懸念3カ国に係る輸出申告	懸念3カ国(イラン、イラク、北朝鮮)に係る輸出申告においては、仕出人が署名をした仕入書の原本を提出していたが、今後の取扱いはどうなりますか。	署名のない仕入書をもって申告して差支えありません。
18	提出省略	AEO輸入者の提出書類	区分1であっても提出が必要とされる書類(説明会資料P.31に記載の①～⑤)については、AEO輸入承認を取得すれば、提出省略できますか。	税関において、通関数量等の裏落しを必要とする書類のある申告については、提出願います。
19	書類の保存	原産地証明書誤廃棄時の特恵(EPA)税率適用可否	書類の提出が必要であったにもかかわらず、誤廃棄してしまった場合、特恵(EPA)税率は適用できますか。	適用できませんので、誤廃棄のないように留意願います。
20	書類の保存	線引き仕入書の保管要否	申告の際に通関業者で線引きをした仕入書は、修正申告の際に必要なことが多いのですが、保管の必要はないのですか。	必要ありません。
21	書類の保存	線引き仕入書の廃棄後の対応	書類の提出が不要となった申告について、後日税関から、通関業者が線引きをした仕入書の提出を求められた場合、既に廃棄しているケースが出てくると思いますが、問題ありませんか。	申告内容について税関からお尋ねすることもあります。線引きをした仕入書が廃棄されたことをもって、問題とすることはありません。
22	書類の保存	提出不要申告の保存を電子媒体で行うことの可否	通関関係書類を税関に提出しない場合、輸出入者において書類の保存をする必要があるとのことですが、PDF等の電子媒体(スキャナ等)で保存することは可能でしょうか。	「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下、「電帳法」という)に基づき、税関長の承認を受けたうえで、同法に規定された要件を満たした方法で保存する必要があります。 (電子媒体の保存要件: ① スキャナの解像度が一定以上(200dpi以上・256階調以上)であること。 ② スキャナで読み取る際に電子署名及び電子スタンプを行うこと。 ③ 記録の訂正又は削除を行った場合、これらの事実及び内容を確認することができること。 ④ 記録事項の検索機能が確保されていること。等)
23	書類の保存	通関業者が委託を受けて通関関係書類を電子保存する場合の「電帳法」に基づく承認の要否	輸出入者が関税法に基づき通関関係書類を電子保存する場合には、税関に対して「電帳法」に基づく承認を受けることが必要とされていますが、通関業者が通関業法に基づき通関関係書類を電子保存する際は、特に承認等は要しないと理解しています。通関業者が輸出入者から委託を受けて通関関係書類を電子保存する場合は、輸出入者と同じく「電帳法」に基づく承認が必要となるのでしょうか。	輸出入者から委託を受けて通関業者が通関関係書類を電子保存する場合、通関業者は書類の保存に際して「電帳法」上の要件を満たす必要がありますが、「電帳法」に基づく承認を受けるのは輸出入者となります。 なお、通関業者が通関業法に基づき保管することとされている通関関係書類を電子保存する場合には、特段、承認等は要しません。
24	書類の保存	電子保存に係る具体例	電子保存について具体例を挙げて説明して頂けますと有り難い。電子取引とは何でしょうか。取引情報とはどこからどこまでの範囲か等。	電子保存に関する具体例としては、電子取引で使用したデータをそのまま保存する方法や取引に使用した書面をPDFにして保存する方法等が考えられます。 なお、一般的に電子取引とは、取引に関して受領・交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、その他これらに準ずる書類に記載される事項を電磁的方式により行う取引をいいます。 また、輸出入申告貨物について、電子取引により行った場合、当該電子取引に係るファイルも保存義務の対象となります。
25	書類の保存	通関関係書類の保存期間	通関関係書類を税関に提出しない場合、その書類は何年間保存をする必要があるのでしょうか。	通関関係書類を税関に提出しない場合は、関税法の規定に基づき、輸出入ともに許可の日の翌日から5年間保存していただくこととなります。 なお、輸入の場合で、帳簿への必要事項の記載に代えて輸入許可書や関係書類を保存するときは、これらの書類を7年間保存していただく必要があります。
26	書類の保存	通関関係書類の荷主と通関業者による分担保存の可否	通関関係書類を税関に提出しない場合、輸出入者(荷主)と通関業者が分担して保存することは可能でしょうか。	通関関係書類の保存に関しましては、関税法の規定に基づき、あくまでも輸出入者において行っていただくものですが、輸出入者以外の第三者にその保存を委託することも可能であり、また、保存すべき通関関係書類の一部を当該第三者と分担して保存することも可能です。
27	書類の保存	輸出入者以外の者による保存の場合の書類は原本か	輸出入者以外の者が、輸出入者から委託を受けて通関関係書類を保存する場合、当該書類は原本を保存しなくてはならないのでしょうか。	輸出入者以外の者が、輸出入者から委託を受けて通関関係書類を保存する場合は、当該書類の原本を保存する必要があります。なお、輸出入者が通関関係書類の原本を保存しており、通関業者に当該書類の写しを渡している場合には、通関業者は当該書類の写しを保存する必要はありません。

番号	項目	設問	回答
28	書類の保存	通関業者が行う通関関係書類の保存に係る料金	税関に提出しない通関関係書類の保存を、輸出入者(荷主)からの依頼を受けて通関業者が行う場合、当該保存に関する料金は「通関業務(関連業務)の料金」として請求することは可能でしょうか。
29	書類の保存	輸入申告に際し通関業者へ送付した原産地証明書等の原本の輸入者保存	関税法94条(帳簿の備付け等)によると、輸出入者は、通関関係書類の保存を義務づけられているが、輸入申告に際して通関業者へ送付した原産地証明書等の原本も輸入者で保存することになるのでしょうか。
30	書類の保存	「インボイス・パッキングリスト情報業務」に係る保存処理	輸出申告にあたり、NACCSの「インボイス・パッキングリスト情報業務」を使用して申告した場合は、当該インボイス・パッキングリスト情報は現行の関税法第68条のインボイスとして扱われ、書面での提出は不要として取り扱われていますが、この場合、輸出者は書面で出力したインボイスを保存する必要があるのでしょうか。
31	書類の保存	通関業者の書類保存	通関業者に仕入書の保存義務が発生するのでしょうか。
32	書類の保存	委託による通関業者の保存業務の通関業法上の扱い	輸出者から通関業者へ書類の保存を委託された場合、通関業者による書類の保存業務は通関業法上の通関業務に該当するのでしょうか。
33	書類の保存	保税蔵置場の書類保存義務	提出省略される区分1の輸出入申告書類について、保税蔵置場としての保存義務はありますか。
34	書類の保存	通関業者における書類の保存期間	通関業者における書類の保存期間というのはどのくらいですか。通関業法上の保存期間となるのでしょうか。
35	書類の保存	通関業者の書類保存の可否	基本的に書類保存は輸出入者となりますが、通関業者が輸出入者の代わりに保存することは問題ありませんか。
36	書類の保存	輸出入者又は輸出入者の依頼を受けた者の保存対象となる書類	関税法施行令第61条において、具体的な書類を定めていますので、ここに規定された書類を保存することになります。(例: 契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、取引についての書類、原産地証明書等)
37	書類の保存	第三者による書類の保存	保存に係る第三者(通関業者)への委託に関して、従前に交わした輸出入者から通関業者への委任状でよいのでしょうか。新たに委任状を用意する必要があるのでしょうか。
38	書類の保存	保存対象の「原本」の解釈	保存義務は、原本ということですが、何を以て原本とすればよいですか。原本の解釈を教えてください。
39	書類の保存	税関長が特に必要と認めるものとして提出を求められる期間	説明会資料の注の「⑤その他税関長が特に必要と認めるもの」の場合、許可通知書への提出要否の表示は行えないと思われませんが、税関から提出を求められる期間というのはどれくらいの期間を考えればよいですか。
40	証明関係	原本照合の対応	区分1の提出省略となった申告について、後日、原本照合などを要する場合、原本が税関にはないが、どのような対応となるのでしょうか。
41	仕入書	税関が認める仕入書、契約書とは	仕入書の記載事項が改正法では見当たらない、また、契約書の記載事項も見当たらない。税関ではどのようなものを契約書、仕入書と認めるのでしょうか。
42	許可後対応	原本訂正の対応	区分1の提出省略となった申告について、後日訂正、原本訂正といったことが必要となる場合の対応はどのような形で行われるのでしょうか。
43	許可後対応	提出不要申告に係る書類の正当性	書類の提出が不要となった申告について、修正申告等の際に、提出する必要があるのでしょうか。
44	許可後対応	提出不要申告に係る税関からの照会対応	書類の提出が不要となった申告については、通関業者でも関係書類を廃棄していくこととなるため、許可後の税関からの照会については時間を要するケースが出てくると思いますが、問題ないですか。
45	許可後対応	通関関係書類の保存を通関業者が行う場合の事後調対応の要否	輸出入者から委託を受けて通関関係書類の保存を通関業者が行った場合、事後調査の時に通関業者が対応する必要性が出てくるのでしょうか。
46	NACCS	NACCSによる輸出入申告時の「インボイス識別」欄	輸出入申告時にNACCSで必須入力となっている「インボイス識別」欄について、7月の区分1提出省略実施以後、入力に変更は生じるのでしょうか。